

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正	2008年4月1日	2010年4月1日
	2011年4月1日	2012年4月1日
	2013年4月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	2018年4月1日
	2018年10月24日	

(目的)

第1条 中京大学の学費等に関しては、中京大学学則（以下「学則」という。）第1編第8章（学費等）及びこの規程の定めるところによる。

(学費等の納期)

第2条 授業料・教育充実費・特別施設設備費・実験実習費の学費は、毎年、春学期・秋学期に分け、4月30日及び10月20日までに納付しなければならない。ただし、入学金及び入学年次の春学期分学費並びに秋学期入学の場合においては秋学期分学費については、入学手続期間内に納付しなければならない。

2 前項以外の科目等履修料・特別聴講料・研究料・研修料・在籍料・履修費・手数料その他の学費等については、その都度又は指定された期間内に納付しなければならない。

(未納者の除籍)

第3条 納付期日経過後、督促しても、春学期においては5月31日までに、秋学期においては11月20日までになお納付のない者は、学則第93条第1項第4号及び第143条第1項第4号の規定により除籍の手續に付す。

2 除籍を命ぜられた者の在学の最終日は、春学期においては5月31日、秋学期においては11月20日とする。

(学費の徴収猶予)

第4条 学費を第2条第1項に規定する納付期日までに納付できない者で延納を希望する者は、第2条第1項に規定する納付期日までに延納の許可願を、学生支援課を通じ学長に提出して、許可を得なければならない。

2 延納の納付期日は、春学期においては7月11日、秋学期においては1月11日を限度とする。

3 前項に規定する納付期日経過後、春学期においては7月20日までに、秋学期においては1月20日までになお納付のない者は、学則第93条第1項第4号及び第143条第1項第4号の規定により除籍の手續に付す。

4 削除

5 第3項の規定により除籍を命ぜられた者の在学の最終日は、春学期においては7月20日、秋学期においては1月20日とする。

(留年者等の学費)

第5条 留年者及び復学者の学費は、その者が属する学年において納付すべき学費を適用する。

(学部・学科変更等の学費)

第6条 学部・学科変更及び編・転入学の者の学費は、当該年度及び当該対象の学部・学科の学年次のものを適用する。ただし、編・転入学者の入学金は、当該年度の入学金を徴収する。

(休学中の学費)

第7条 休学を許可された者は、休学期間中、在籍料を納付する。ただし、学則第89条第2項及び第139条第2項の規定によるものについては、在籍料を徴収しない。

2 指定された期間内に在籍料を納付しない者は、休学を取り消す。

(再入学者等の納付金)

第8条 学則第87条第1項及び第138条第1項の規定により再入学を許可された者は、当該年度及び当該学部・学科・学年次の学費又は当該年度及び当該研究科・専攻・学年次の学費を徴収するが、入学金については、徴収しない。ただし、学則第142条第1項で単位修得満期退学になった者で、

大学院博士後期課程へ再び入学を許可された者から徴収する学費は、当該年度及び当該研究科・専攻・学年次の学費のうち、授業料の4分の1の額及び実験実習費の2分の1の額とする。

なお、この納付金の納入期限については、第2条を準用する。

- 2 大学院博士後期課程において、修了所要単位を修得し、標準修業年限を超えて在学を延長する者から徴収する学費は、当該年度及び当該研究科・専攻・学年次の学費のうち、授業料の4分の1の額及び実験実習費の2分の1の額とする。

なお、この納付金の納入期限については、第2条を準用する。

(学内進学者の入学時納付金)

第9条 中京大学卒業生で、大学院博士前期課程又は修士課程に入学を許可された者の入学金については、20,000円とし、教育充実費については、春学期徴収額の2分の1の額とする。

- 2 中京大学卒業生で、大学院博士後期課程に入学を許可された者の入学金については、入学年度の入学金の2分の1の額とし、教育充実費については、春学期徴収額の2分の1の額とする。

(研究科修了者の入学時納付金)

第10条 中京大学大学院博士前期課程又は修士課程を修了して、他の専攻の博士前期課程又は修士課程に入学を許可された者の入学金については、20,000円とし、教育充実費については、春学期徴収額の2分の1の額とする。

- 2 中京大学大学院博士前期課程又は修士課程を修了して、同一の専攻の博士後期課程に入学を許可された者の入学金については、徴収しない。

- 3 中京大学大学院博士前期課程又は修士課程を修了して、他の専攻の博士後期課程に入学を許可された者の入学金については、入学年度の入学金の2分の1の額とする。

- 4 中京大学大学院博士後期課程を修了して、他の専攻の博士後期課程に入学を許可された者の入学金については、入学年度の入学金の2分の1の額とする。

(学費の減免の取消し)

第11条 学則第23条の規定により学費を免除された者で、その理由が消滅したと認められるときは、理由が消滅した月に、その期の学費月割合計額を徴収する。ただし、不正事実の発見により学費免除を取り消したときは、その取消しをした月に、免除した学費全額を徴収する。

(学費等の返還)

第12条 学則第22条に規定する別に定める場合は、次の各号である。

- (1) 入学の手続を行った者で、入学する学年の始まる日の前日までに入学辞退の手続を行ったものについては、入学金を除く学費を返還する。

- (2) 特に理事長が必要と認めた場合は、入学金を除く学費の全部又は一部を返還する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、1974年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1975年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1976年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1977年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1978年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1979年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1981年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1982年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1983年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1984年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1985年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1986年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1987年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1988年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1989年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1990年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2000年4月1日から施行する。

2 第5条の留年者及び復学者の学費において、文学部心理学科として該当がない対象年次の学費は、心理学部心理学科のものを適用する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2002年4月1日から施行する。

2 別表4において文学部英文学科1年次に復学する者の学費は、商学部のを適用する。

3 第13条の規定において、2002年度入学手続者については、同年3月31日までに辞退の申し出があり、その意思が確認された者については、本規定を適用するものとする。

附 則

1 この規程は、2003年4月1日から施行する。

2 別表4において、文学部国文学科1年次に復学する者の学費は、商学部のを適用する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。

2 学費の納付に関する取扱い内規の第2条（未納者の除籍）は、この規程の第3条（未納者の除籍）第1項及び第2項に、同第3条（延納・分納の取扱い）は、同第4条（学費の徴収猶予）第3項に、又同第4条（未納による除籍の取り消し）は、同第3条（未納者の除籍）第3項に規定したため、学費の納付に関する取扱い内規は廃止する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

2 第3条並びに第4条第2項、第3項及び第5項の規定は、2018年度以降の入学者について適用し、2017年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2018年10月24日から施行する。